

京都市食品衛生法等の施行に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定成分等含有食品による健康被害情報の届出（第3条）
- 第3章 管理運営基準（第4条～第11条）
- 第4章 営業（第12条～第15条）
- 第5章 営業以外の届出（第16条）
- 第6章 雑則（第17条・第18条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、食品衛生法（以下「法」という。）、食品表示法、食品衛生法施行規則（以下「省令」という。）及び京都市食品衛生法及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の施行に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

第2章 指定成分等含有食品による健康被害情報の届出

（指定成分等含有食品による健康被害情報の届出）

第3条 省令第2条の2第1項に規定する届出書の提出時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数とする。

- (1) 死亡を含む重篤な場合 情報を入手した日から起算して15日以内
- (2) その他の場合 情報を入手した日から起算して30日以内

第3章 管理運営基準

（食品衛生責任者の氏名の掲示）

第4条 営業者は、省令別表第17第1号イの規定により食品衛生責任者を定めたときは、当該食品衛生責任者の氏名を記した標識を、施設内の見やすい場所に掲示するよう努めるものとする。

（食品衛生責任者養成講習会）

第5条 省令別表第17第1号ロ(3)に規定する都道府県等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会（以下「養成講習会」という。）のうち、都道府県知事等が適正と認める講習会は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市長が別に選定する法人その他の団体が実施する食品衛生責任者を養成するための講習会
- (2) 他の都道府県知事等が行う講習会又は適正と認める講習会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして市長が認める講習会

2 養成講習会の科目及び講習時間数は、次の各号に掲げるところとする。

- (1) 食品衛生学 2.5時間
- (2) 食品衛生法 3時間
- (3) 公衆衛生学 0.5時間
- (4) 確認試験

(既存の食品衛生責任者の取扱い)

第6条 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(令和3年京都市規則第89号。以下「改正規則」という。)第2条の規定による廃止前の京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則(以下「旧管理運営基準条例施行規則」という。)第6条第2項の規定により食品衛生責任者と認められていた者は、引き続き食品衛生責任者たる者として取り扱うものとする。

(ふぐの取扱い)

第7条 省令別表第17第1号へに規定するふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者は、京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第2条第2項に規定するふぐ処理師とする。

(給水の管理)

第8条 省令別表第17第4号イに規定する簡易専用水道により供給される水及び規則第3条第1項第1号に規定する水にあつては、遊離残留塩素の含有率が100万分の0.1以上であるよう努めるものとする。

(小規模な貯水槽により供給される水の検査項目)

第9条 規則第3条第2項に規定する別に定める検査項目は、色、濁り、におい及び味とし、それぞれ異常がないことを確認するものとする。

2 前項の検査は、施設の給水栓から採取した水について実施するものとする。

(給食の実施)

第10条 省令別表第17第8号イに規定する適切な期間とは、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添)に規定する期間とし、保存方法についても、同マニュアルに規定する方法によるものとする。

2 学校・病院・保育園等の給食施設にあつては、同一の食品を1回300食又は1日750食に満たない量を調理し、提供する場合であっても、前項に準じて給食を実施するものとする。

3 同一の食品を1回300食又は1日750食に満たない量を調理し、提供する営業のうち、同一の献立を1回に20食以上調理する飲食店営業にあつては、調理済みの食品を食品ごとに50グラム程度ずつ清潔な容器に納め、当該容器を密封して、72時間以上冷蔵又は冷凍設備で保存することが望ましいものとする。

(生食用食肉の取扱い)

第11条 牛の食肉(内臓を除く。)であつて、生食用として販売するもの(以下「生食用食肉」という。)を加工し、又は調理する場合は、次の各号(生食用食肉の加工を行う者にあつては、第1号から第4号まで。)のいずれかに該当する者が行うものとする。ただし、その者の監督の下に行われる場合は、この限りでない。

(1) 法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者

(2) 法第48条第6項第4号及び同条第7項の規定により食品衛生法施行令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の施設において食品衛生管理者となることができる者

(3) 本市が実施する生食用食肉の取扱いに関する講習会を受けた者

(4) 都道府県、保健所を設置する本市以外の市、東京都の特別区その他の団体が実施する生食用食肉の取扱いに関する講習会(前号の講習会と同等以上の内容を有すると認められるものに限る。)を受けた者

(5) 省令別表第17第1号イに規定する食品衛生責任者

2 前項第3号に規定する講習会の科目及び講習時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、加工を行う施設の食品衛生責任者の場合には、第3号に掲げる科目を省略することができる。

- (1) 生食用食肉の規格基準 1時間
- (2) 生食用食肉の取扱いに係る留意事項（病原微生物の制御、加熱殺菌の条件設定等）
1時間
- (3) 食肉に関する衛生管理（腸管出血性大腸菌等のリスク、交差汚染防止対策等） 1時間

第4章 営業

（申請書の添付書類）

第12条 省令第67条の規定による申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添えて行うものとする。

- (1) 自動車による営業 自動車検査証の写し
- (2) ふぐを処理する営業 ふぐ処理師の免許証の写し
（営業許可証等）

第13条 規則第5条第1項に規定する営業許可証は営業許可証（第1号様式）とし、営業許可済証は営業許可済証（第2号様式）とする。

（変更の届出の添付書類）

第14条 許可営業者が行う省令第71条の規定による届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添えて行うものとする。

- (1) 自動車による営業の場合であって自動車登録番号を変更するとき 自動車検査証の写し
- (2) ふぐを処理する営業の場合であってふぐ処理師を変更する場合又は新たにふぐを処理する営業に変更した場合 ふぐ処理師の免許証の写し

（廃業届）

第15条 省令第71条の2の規定する届出書は、廃業後、10日以内に提出するものとする。

第5章 営業以外の届出

（営業以外の届出）

第16条 福祉を目的とした事業及び活動（以下「事業等」という。）の一環で食品を提供しようとする者は、保健所長に届出を行うものとする。

2 前項の届出を行った者は、届出内容に変更があったとき又は事業等を廃止したときは、その旨を届け出るものとする。

第6章 雑則

（申請書又は届出書の様式）

第17条 次の各号に掲げる申請及び届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 省令第2条の2第1項に規定する届出書 健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票（第3号様式）
- (2) 省令第28条第1項に規定する申請書 製品検査申請書（第4号様式）
- (3) 省令第49条第1項に規定する届出書 食品衛生管理者選任（変更）届（第5号様式）
- (4) 省令第67条に規定する申請書及び第70条の2の規定にする届出書 営業許可申請書・営業届（第6号様式）
- (5) 省令第68条第1項、第69条第1項、第70条第1項及び第2項に規定する届出

書 地位承継届 (第7号様式)

- (6) 省令第71条の規定による届出書 営業許可申請書・営業届 (変更) (第8号様式)
- (7) 省令第71条の2の規定する届出書 廃業届 (第9号様式)
- (8) 改正規則第1条の規定による廃止前の京都市食品衛生法施行細則 (以下「旧細則」という。) 第13条に規定する休止・再開届 休止・再開届 (第10号様式)
- (9) 旧細則第17条第1項に規定する生食用食肉取扱届出書 生食用食肉取扱届出書 (第11号様式)
- (10) 旧細則第17条第4項に規定する生食用食肉取扱届出事項変更届 生食用食肉取扱届出事項変更届 (第12号様式)
- (11) 旧細則第17条第5項に規定する生食用食肉取扱廃止・休止・再開届出書 生食用食肉取扱廃止・休止・再開届出書 (第13号様式)
- (12) 法第58条第1項及び食品表示法第10条の2第1項に基づく食品等の回収に係る届出書 自主回収届 (着手/変更/終了) (第14号様式)
- (13) 第16条第1項の規定による届出書 福祉目的での飲食物提供施設開設届 (第15号様式)
- (14) 第16条第2項の規定による届出書 福祉目的での飲食物提供施設 (変更・廃止) 届 (第16号様式)

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 第17条第5号、6号及び7号に規定する様式は、食品衛生法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第46号) 第2条の規定による改正前の法第52条第1項の規定に基づく営業の許可を受けた者が行う届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる様式中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

地位承継届 (第7号様式)	食品衛生法 (第56条第2項・第57条第2項)	食品衛生法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第46号) 第2条の規定による改正前の食品衛生法第53条第2項
営業許可申請書・営業届 (変更) (第8号様式)	食品衛生法施行規則	食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和元年厚生労働省令第87号) 第1条の規定による改正前の食品衛生法施行規則
廃業届 (第9号様式)	食品衛生法施行規則 (第71条の2)	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則 (令和3年京都市規則第89号) 第1条による廃止前の京都市食品衛生法施行細則第13条

- 3 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者は、第17条第6号に規定する様式により旧管理運営基準条例施行規則第7条第1項に規定する届出を行うものとする。この場合において、様式中「食品衛生法施行規則（第71条）」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（令和3年京都市規則第89号）第2条の規定による廃止前の京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則第7条第1項」と読み替えるものとする。
- 4 この要綱の施行の際現にある旧細則及び旧管理運営基準条例施行規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 従前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。